

令和7年8月6日

第8回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 8 号

令和7年 第8回 定例会

日時：令和7年8月6日（水）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	丹 羽 恵玲奈
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅
委 員	中 野 円 佳

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	吉 田 雄 大
教育総務課長	熱 田 直 道
学 務 課 長	宮 原 直 務
教育推進部副参事	内 山 真 宏
教育指導課長	山 岸 健
児童青少年課長	日比谷 光 輝
教育センター所長	木 内 恵 美
真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦

「書記」

庶 務 係 長	大 川 育 子
庶 務 係 主 査	平 手 由佳莉

令和7年

第8回教育委員会定例会

令和7年8月6日（水）午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 福田雅委員

第1 議事録の承認

議事録第7号 （令和7年第7回定例会）

第2 議案の審議

第59号議案 令和8年度使用特別支援学級教科用図書採択について

第3 報告事項

- (1) みんなの学びサポート事業の実施について (資料第1号)
- (2) 文京区子ども読書活動推進計画（素案）について (資料第2号)
- (3) いじめの重大事態に係る対応について (資料第3号)

※報告事項(3)については、非公開になることが見込まれています。

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 それでは、第8回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者は、藤咲教育施策推進担当課長が欠席しております。

本日の議事録署名人でございますが、福田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第7号 (令和7年第7回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第7号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第59号議案 令和8年度使用特別支援学級教科用図書採択について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は1件ございます。

第59号議案「令和8年度使用特別支援学級教科用図書採択について」でございます。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第59号議案、令和8年度使用特別支援学級教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。本案は、特別支援学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

特別支援学級では、特別の教育課程を編成しており、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条の2の規定に基づき、児童・生徒の実態に応じて、教科により当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合においては、他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。

議案の資料は、本区特別支援学級設置校の校長より令和8年度に使用する教科用図書として申請された一覧でございます。今回、採択の対象となっている教科用図書については、事前に委員の皆様にはご覧いただいております。特別支援学級で使用する教科用図書は3種類に大別されます。

1点目は、文部科学大臣検定済みの教科用図書です。これを使用する場合、小・中学校では、通常の学級で使用するものと同じものを使用します。ただし、児童・生徒の実態に応じて当該学年より下の学年の教科用図書を使用することもできます。

2点目は、知的障害の特別支援学校で学ぶ児童・生徒が使用する文部科学省著作の教科書です。

3点目は、いわゆる附則9条図書と呼ばれる一般図書です。附則9条図書については、東京都教

育委員会が「特別支援教育教科書調査研究資料」を作成しておりますので、これを参考に児童・生徒の障害の程度や能力等にふさわしい内容であるかを各学校が検討し、選定をしております。議案の資料に明記されている附則9条図書は、日常生活の身近な内容が取り扱われたり、写真やイラストなどが多く使用されるなど、児童・生徒の障害の程度や能力に配慮された内容となっております。また、通常の学級との交流及び共同学習の推進等を配慮し、教員が通常の学級で使用している文部科学省検定済みの教科用図書に掲載されている図や写真を使用し、特別支援学級用に編集し教材化するなど、各小・中学校が特別支援学級の実態や個に応じた特色化を図っております。

本案につきましては、このように各学校が児童・生徒一人一人に合った適切な教科用図書を調査研究の上、申請し、教育委員会が採択を決定する手続となっております。議案資料の一覧に基づき、文京区立小・中学校特別支援学級の児童・生徒が令和8年度に使用する教科用図書をご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきますが、報告の前に、お諮りしたい件がございます。

報告事項(3)は、「いじめの重大事態に係る対応について」となっております。文京区教育委員会会議規則第12条ただし書きには、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されており、本報告事項は、個人情報を伴うため、非公開といたしたいと思いますが、各委員の皆さん、非公開でご異議ございませんか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたします。

(1) みんなの学びサポート事業の実施について

○丹羽教育長 それでは、報告事項に入らせていただきます。本日は3件ございます。

最初に、(1)「みんなの学びサポート事業の実施について」。この件について、説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料第1号、令和7年度みんなの学びサポート事業について、ご報告いたします。

本事業は、日本語と日本の習慣等への適応指導を行う教室を開講することにより、その授業を受けた児童・生徒はもとより、教室内の全ての児童・生徒が楽しく、安心して学習に取り組めるよう

に学習環境を整えるための事業です。

初めに、1「実施目的」です。区立小・中学校において日本語の理解が不十分なため、授業参加への意欲の低下が見られる児童・生徒、文化圏の違いにより学校生活への適応に苦慮している児童・生徒が発生している状況にあります。そのため、日本語の習得、学校及び日常における生活・習慣への適応を支援することにより、対象とする児童・生徒等の学習環境の改善を図ります。また、そのことが児童間・生徒間のコミュニケーションの円滑化に寄与し、学級における学習環境が整えられ、学級内の全ての児童・生徒が楽しく、安心して授業に参加できるようにすることを目的としております。

次に、2「対象」ですが、日本語でのコミュニケーションが困難な児童・生徒、来日または帰国したばかりで、日本語がまだ話せない、または日本の生活習慣、学校生活に慣れていない児童・生徒、日本語の理解が十分でないため教科の学習に困難を抱える児童・生徒としております。

次に、本事業の開始時期は、令和7年10月1日でございます。

4「曜日時間」でございますが、火曜日と木曜日に教室を開き、開講時間は夕方の時間帯となり、2つの教室で少しずつ異なります。

5「サポート教室の場所」につきましては、区内にある留学生に日本語を教える2つの学校に業務を委託することになっており、1つは日中学院、もう一つはアジア文化会館となります。

8「実施回数」でございますが、「40分の授業・10分の休憩・40分の指導」を1回とし、週に2回行われます。

9、開室の時期につきまして、約20日を1期として原則1期限りとしておりますが、必要に応じて3期まで継続できることとしております。

最後に、費用についてですが、無料としております。

説明は以上になります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等をお願いします。

○福田委員 こういう授業はほかの区でも実施されているものなんですか。僕も初めて耳にしたものですから、参考までに。

○教育指導課長 日本語の指導支援となりますと、本区が行っているように、授業に入る日本語の指導をする支援員みたいなもの、あとは日本語の通級学級をやっている区もございます。また、こうした放課後、子どもたちを集めて指導するところもありますが、全区を把握しているわけではないですけれども、そうした区も若干ございます。

○教育推進部長 概要は今、課長が申し上げたとおりです。文京区には、こういった地域の資源があるということは前々から私ども教育委員会では把握しておりまして、教育委員会だけで全てをフォローするという事は難しいという判断があり、この地域の貴重な資源であるところと連携協力して、こういった事業をしていくということです。これがまさに文京スタイルなのかなと思っております。こういった形でやることについては珍しいと私どもは認識しております。

○福田委員 とてもいい試みだと思う一方で、中国の方が大分ふえてこられているということは前にもちらっと耳にはしていたのですが、ここまでのものを用意されるということは、通常の学校生活において、やはり結構問題というか課題が生じていたのかなと推察されます。具体的にこ

ういうことをやってほしいとかそういうお声があつてのこの事業なんですか。

○教育指導課長 今、委員がおっしゃったように、学校の中で特に問題がなかったかというところ、実際にも例えば言葉が通じないことによるコミュニケーションの不足によって、児童間トラブルがあったり、生徒間トラブルということも数件はありました。実際、困っているお子さんたちが授業になじめないというところもございしますが、コミュニケーションがうまくいかない、外国から来られた、日本語がうまく話せない子たちの授業をサポートすると同時に、学級全体の安心・安全な学校生活をつくっていくのが我々の目的でもありますので、学校全体でのサポートカバーができるような1つの取り組みとして、こちらの日本語指導を放課後に考えております。

○中野委員 今、多いところで小学校、中学校、それぞれこういった対象になりそうな生徒さんは1クラスどれぐらいいるイメージなんでしょうか。

○丹羽教育長 たしか日本語指導が必要な子どもの数を数えていましたよね。

○教育指導課長 この場で学校名は挙げられないんですけれども、多いところで40名以上いる小学校がございまして、少ないところではゼロというところもございまして、この40名というところは極端ですけれども、10名程度いる学校が4校ほど。中学校に関しては、多い学校で20名以上というところが1校です。

○丹羽教育長 それは日本語指導が必要な子どもの数ですね？

○教育指導課長 日本語指導を必要とする生徒の数です。外国籍の子たちの数は、我々のほうでは把握しておりません。

○中野委員 先ほど、ほかの区の取り組みということでおっしゃられたような支援員とかの取り組みも、文京区でやられているということでしょうか。

○教育指導課長 本区で今まで取り組んできたのは、日本語のサポートをするというところで、日本語指導協力員というものがございまして、例えば、日本語指導が必要なお子さんが入学あるいは転学された場合には、その子たちを把握して、時間割り上、学校のほうでその子たちを指導するというところをやっていまして、現在では指導課に61名ぐらいの登録をさせていただいております。

○中野委員 ちょっと余談になるのですが、私はシンガポールに住んでいたことがあって、シンガポールのインターナショナルスクールとかでは、初めに、英語が第2言語の子たちが何人か集められて取り出し授業みたいな形で受けて、徐々に普通のクラスに入っていきみたいなことをしたり、外国籍で、何年か前に来日して、だんだん日本語に慣れてきたような子が新しく来た子をバディみたいな形でサポートするような取り組みがあったので、これ自体もすばらしいんですけれども、学校の中、学級の中でいろいろなサポートも必要なのかなという印象を受けました。

この周知はどのようにされるんでしょうか。

○教育指導課長 こちらの周知は既にしておりまして、学校のほうで全てのお子さんにアンケート調査させていただいて、募集も1次のほうは既に締め切って、人数等も上がっております。

○福田委員 今後もますますふえていく傾向ですよね。よく日本人が、親の仕事の関係で海外に行った子がいじめられるというのはありましたし、言葉の壁でコミュニティーに入っていけないというのは本当にかわいそうなことなので、こういうサポートは非常にいいなと思う一方で、特にアジアの中では今、文京区は本当にブランド化しているのは事実だと思うので、今後も、特に中国の方

は多くなってくるのではないかなという気がしています。それに対して、こういう支援の体制を整えるというのは非常にいいことだと思っ一方で、中国以外の国の方もそれなりにいらっしやると思っんです。アジアの中でも中国以外の国の方は結構いらっしやると思っますし、そういう国の方々のサポートまで全部していこうとなると、なかなか大変かなと思っんです。いずれは整えていかなきゃいけないのかなと思っながら、特に私に今、答えがあるわけではないのですけれども、ちょっと気になったのでコメントさせていただきました。

○教育指導課長 今、委員のお話にあったように、言葉の壁の部分でかなり苦慮している子どもたちがいるのが現状です。そういった中で、学校の現場からも、今回のこういった事業を始めるに当たって、先ほど中野委員からもありましたが、日本に来たときの生活習慣ですとか風習が学べていなくて学校に入ってトラブルになるという事案もあったので、そういった生活上のこともこの放課後のサポート教室の中でいろいろ教えていって、学校生活になじんでいくという意味もこの事業にはあります。また、アジアの言葉というところについては、アジア文化センターにお願いしたというか提携していますので、中国語だけではなくて、さまざまな語学について子どもたちが学べる場を開拓していきたいと、こちらも考えております。

○丹羽教育長 日本語指導協力員も、中国語の方がもちろん一番多いのですけれども、ほかの言葉も。

○教育指導課長 さまざまな言語の方々がいらっしやいます。とりあえず、対応ができなくて待っているお子さんは今ゼロです。

○教育推進部長 今、指導課長が申したとおりになんです、資料にもあるとおり、「中国語及びその他の言語」ということで、100%をサポートすることは難しいとは思っますが、日中学院だけでなく、アジア文化会館にご協力いただけるということで、我々としては中国語以外の言語についてもある程度対応できるのではないかなと思っております。

繰り返しになりますけれども、公立学校の義務教育でございますので、学校生活を送る全ての児童・生徒に対しての学習環境を子どもがしっかりと維持、推進していくのが第一の目的であります。当然、もう一つの目的としては、日本語の理解がなかなか難しいという児童・生徒に対して、しっかりとフォローしていくというところでございます。

○小川委員 説明、どうもありがとうございます。大変よくわかりました。現在の文京区で学んでいる日本人の生徒、児童のための取り組みということで私のほうでは理解をいたしました。来られた方の日本の生活へのサービスではなくて、あくまでも日本の子どもたちが、教育の質が下がらないように、トラブルが起きないようにということで、税金を使って行う取り組みなんだという理解で正しいでしょうか。

○教育指導課長 委員、おっしやるとおりで。そういった形で我々はこの事業を準備させていただいております。

○小川委員 やはり大事な財源を教育のどういう現場で使っていくのかということは、区民の方、皆さんすごく気になさっているところだと思っますので、あくまでも主体としては文京区に住んでいる日本人の子どもたちのこれまでの教育の質が下がらないようにということでの支援ということは今後も見失わないような形で、変なサービスのほうにいつっちゃうのではなくて、しっかりと支援を

していただきたいと思います。

○丹羽教育長 日本語ができない子どもたちも区民であることに変わりはありませんので、その子どもたちも困らないように、学級全体、学校全体が安定して運営できるようにということで考えております。委員のご理解のとおりです。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はありますか。

○清水委員 応募が定員を上回ったときはどうしたらいいのか。先ほど、今年はそれは大丈夫というお話だったと思うんですけども、それについて今後選抜方法をどのように考えているかを教えていただければと思います。

○教育指導課長 実は現在のところ、日中学院の第1期の定員を40名としております。現在、41名の申し込みがありました。アジア文化会館のほうは20名の定員で、これまでに12人の申し込みがございます。日中学院のほうは1名オーバーしていますので、この方については第1期ではなくて、2期のほうに、1期待っていただいて入っていただく形になります。こうした状況が生まれないうような形でこちらも考えていきたいと思うんですが、募集がふえてくる可能性もございますので、日中学院とアジア文化会館で相談しながら、定員から漏れない形でサポートできるようにしていきたいと考えております。

○教育推進部部長 この事業についてはそうですけれども、ベースとしては、今までも学校で日本語指導をしていただいている方がおります。そういった方たちにその役割をしっかりと果たしていただいて、さらにプラスとしてこれがあるということなので、我々としては日常的にこの2つの取り組みを組み合わせることによって、さらに相乗効果があると思っています。その派遣をしている方たちもしっかり仕事していただくということで、全くフォローがないという状況は、文京区の公立学校では起きていないという認識でございます。

○清水委員 どうもありがとうございました。

もう一つ、途中からの入室は原則認めないということで、今回は初めてですから、そういう決まりなんだと思うんですけども、今の話からすると、応募者が結構多くて待ちがあった場合、あるいは途中で退室する人も出てくるんじゃないかと思います。そういった場合に、空きが出てしまったりしてもったいないかもしれないので、その辺を今後検討していく必要はないのかということをお伺いしたいと思います。

○教育指導課長 基本的には先ほどお話しさせていただいたように、20日間を1期としてやっていますので、1期の途中でということは今現在では考えていません。2期から入っていただく形。教える内容も異なってきてしまうので、できるだけ最初から、その1期を終わらせる形の申し込みのような状況で進めてまいりたいと考えております。

○教育推進部部長 我々は、この事業を行うに当たって、日中学院さん、アジア文化会館さんとも相当程度協議を進めてきたところです。ただ、日中学院さん、アジア文化会館さんとしては、習熟度が変わってしまうので、途中で入ってしまうと、クラスの中で理解の違いがあって、サポートがしづらくなってしまいうということを受けて、途中の入所は原則受けないという話です。何回かやってみて、両所も現状とかそういったところを把握した折には、清水委員がおっしゃったようなことについても協議をしていきたいと考えております。

○丹羽教育長 どちらの語学機関も、今までは日本に留学に来た方々に日本語を教えることをやっている学校なのです。先生はいらっしゃるのですけれども、今回は相手が小学生と中学生になりますので、それは初めてなんですね。だから、様子を見ながら、よりよいものにしていけるように、私たちもこれらの機関と協議をしていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 この事業についてそのものではないんですけれども、対象の児童さんの親とのコミュニケーションはどうされているのでしょうか。

○教育指導課長 保護者で言葉がわからない方々もいらっしゃるのですが、そちらについては学務課のほうでタブレットに入れていただいている、日本語を通訳するような、日本語に通訳するようなソフト、各先生方は携帯電話をお持ちなので、そういったもので話してもらってというやり方をしている方もいらっしゃいます。あと、学校によっては、日本のサポートの指導員がちょっとお話を聞いてくれたという場面もございますし、こちらの事業については区長部局とともにやっていますので、保護者への支援というところも区長部局で今、考えているのではないかと聞いております。

○教育推進部長 今、指導課長が申し上げたとおりなんですけど、私どもとしては、児童・生徒については教育委員会、その保護者については区長部局ということで、役割分担をしっかりと考えながら事業の構築をしております。まだ区長部局が正式に話していないので、この場では差し控えさせていただきますけれども、そういったものはしっかり視野に入れて、区長部局と教育委員会で協働して推進していこうという形で進んでおります。

○中野委員 大分いろいろデジタル化してきたとはいえ、まだお手紙が結構多くて、解読というか、持ち物がこんなところ書いてあったみたいなことは日本語でもあります。そういうのが積み重なると、子どもが苦勞して親に伝えないといけなくなるかなと思ったので、連携というか、両面からやっていくのも大事なかなと思いました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。この事業についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 文京区子ども読書活動推進計画(素案)について

○丹羽教育長 それでは、報告事項の(2)「文京区子ども読書活動推進計画(素案)について」で

○真砂中央図書館長 それでは、資料第2号、文京区子ども読書活動推進計画(素案)について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

1「概要」です。本計画につきまして、子ども読書活動推進法に基づきまして、平成23年度から策定してまいりましたが、令和7年度をもちまして現行計画である第3次計画が終了することに伴いまして、次期計画を策定するものです。この間、検討委員会での検討を進めてまいりましたが、素案がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

2「計画期間」としましては、令和8年度から12年度までの5年間となります。

3「検討経過」につきましては、記載のとおりですが、昨年11月に区立小・中学生、区立幼稚園・保育園の保護者及び都立高校生を対象にアンケートを実施しております。

4 「子ども読書活動推進計画（素案）」につきましては次ページ以降となります。

最初に、ページの右下にあります通し番号P 4をご覧ください。以降、こちらの番号でページをご案内いたします。第1章では「計画策定の背景」を記載し、子どもの読書活動推進の意義や、これまでの国・都の動向、文京区の取り組みを記載しております。

次に、P 6をご覧ください。

第2章では、「基本的な考え方」を記載し、5「計画の目標」においては5つの目標を掲げております。現行計画におきましては4つの目標となっておりますが、(2)「多様な子どもたちへの読書機会の提供」を追加し、5つの目標としております。国・都の動向や読書バリアフリー法を踏まえまして、支援や配慮が必要な子どもや外国語を母語とする子どもなど、多様な子どもたちが読書の機会が持てるよう取り組みの充実を図ってまいります。

次に、P 8をご覧ください。第3章では「子ども読書活動の現状と課題」として、昨年実施したアンケートの結果から子ども読書活動の現状と課題をお示ししております。

最初にP 9のグラフをご覧ください。ご家庭での読み聞かせについては、「ほぼ毎日している」と「時々している」を合わせますと、9割以上のご家庭で読み聞かせなどが行われており、乳幼児期における家庭内読書の定着が図られているものと捉えております。

次に、P 12をご覧ください。上段のグラフをご覧ください。児童・生徒が1カ月に読んだ本の冊数については、学年が上がるにつれて減っておりますが、学年が上がるにつれて読み物のページがふえていることも要因の1つと考えております。また、前回と比較しまして、中学校2年生は5.9冊とふえており、高校2年生については今回初めて調査を行ったところでございますが、3.8冊となっております。

次に、下段のグラフをご覧ください。「あなたは読書（本や図鑑・百科事典を読むこと）が好きですか？」という質問に対しまして、「好き」または「どちらかといえば好き」と答えた割合は、小学3年生、5年生、高校2年生で8割を超え、中学2年生でも7割を超えております。

P 13のグラフをご覧ください。読書をしない理由については、「テレビやゲームの方が好き」や「外あそび、スポーツの方が好き」と答えた割合が高い傾向が出ております。また、高校2年生では「勉強する、塾、習い事へ行く」の割合が高くなっています。年齢、学年が上がるにつれ、興味、関心の対象がさまざま広がっていく中で、読書の楽しさをいかに子どもたちに伝えていくかが重要となっております。

P 14のグラフをご覧ください。読書が嫌いな理由については、小学5年生、中学2年生において「読むのがめんどくさい」や「読んでもおもしろくない」と答えた割合が高く、10代前半において読書の楽しさを実感できなくなっている状況が傾向として出ております。

P 15をご覧ください。「読書をするのはどこですか？」という質問に対しまして、どの年代も「自分の家」が最も高い結果となっておりますが、2番目には「教室」が高く、子どもたちが日常的に過ごす教室についても読書をする上で重要な場所になっているものと捉えております。

P 19をご覧ください。第4章では「読書活動推進に向けた具体的な取組」を記載しております。5つの目標に対しまして38事業を位置づけており、21ページ以降に「具体的取組」を記載しております。

P21 から 22 にかけて記載のあります「目標 1」については、項番 6 におきまして高校生向けのブックリストの作成、項番 7 において中高生の参画による取り組みの充実を、目標としてお示ししております。また、これまで中高生世代について、「ヤングアダルト」を略した「YA 世代」と表現しておりましたが、響きがネガティブな印象を与えてしまうことから、表現を「中高生世代」と改めております。

続きまして、P22 から 23 にかけて記載のあります「目標 2」につきましては、項番 8 において、読書をするのが困難な方々に向けた本を並べる「りんごの棚」の設置、項番 9、10、11 において、日本語を母語としない子どもに向けた資料や行事の実施について、目標として示しております。

続きまして、P23 から 25 にかけて記載のあります「目標 3」については、項番 15 において、親子連れが気兼ねなく図書館を利用できるような周知啓発、項番 16 において、小中学校の児童・生徒の電子書籍サービスの活用に向けた取り組み、項番 21 において、学校図書館支援の充実に向けた取り組みを、目標として示しております。

次に、P26 から P27 にかけて記載のあります「目標 4」については、項番 25 において子どもたちに読書の楽しさを伝える啓発、項番 26 において来館できない方へのサービスの検討について、目標としてお示ししております。

続きまして、P27 から 28 にかけて記載のあります「目標 5」については、項番 33 において大学生との連携、項番 34 において出版社や書店との連携、項番 35 において出張型の行事の充実、項番 36 において図書館ボランティアの育成と活動の場の充実について、目標としてお示ししております。

これら 5 つの目標と 38 の取り組みを進めることで、子どもたちが大切な本と出会い、読書に触れる環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

P1 へお戻りください。5「今後のスケジュール」についてです。9月に素案について議会報告した後、10月に区民意見の募集を行い、これらの意見を踏まえまして、計画案を2月議会で報告し、3月に計画改定を予定しております。

説明は以上です。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 この活動のとき、以前にも話が出たと思うんですけども、電子書籍の位置づけとか取り扱いに関して、これで見ると、事業番号の 16 に「電子書籍の活用」と書いてあります。区の方針としてこの辺をどう考えていくか。知識の定着ということになると、紙媒体のほうが良いというデータもあるようなんですけれども、この点に関してお考えを教えてくださいと思います。

○真砂中央図書館長 我々図書館としましては、電子書籍はやはりこれから充実について進めていく必要があると思っております。先ほど説明の中にも触れさせていただきました令和元年度に読書バリアフリー法が制定されております。電子書籍を各自治体において推進することによって、障害のある方にとっても読書環境の充実が図られるというところを国も言っておりますので、そういったさまざまな方に読書を楽しんでいただくという視点からいきますと、我々も積極的に充実していきたいと思っておりますのでございます。先ほどのご説明の中で、今後学校現場における電子書籍

の活用も取り組みのポイントの1つとしてあるのかなと思っておりますので、幅広い形で普及が進められていければと思っておりますのでございます。

○中野委員 全般的にはすごく読み聞かせをしているご家庭も多いし、読書が好きな子も多くて、すごいなと思うんです。一方で、「読書が嫌いな理由」の中で「むりやり読まされた」とか「読書感想文を書くのがいや」というのが2割を超えている学年もあって、少し気になりました。読書感想文はコンクールとかがあるのですけれども、いつの間にか選ばれた子がいて、いつの間にか載っているみたいな感覚で、多くのお子さんにとってはやや不透明なところもありますし、むしろ読書感想文で嫌いになっているところも考えると、読書感想文の扱いは、目標とか計画の中に何らか入ってきていいのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○真砂中央図書館長 読書感想文につきましては、各学校におきましてそれぞれ取り組みを続けているところではございますが、我々としまして、読書を推進するという立場で、それを無理強いしてしまって、逆効果になってはならないと認識しているところです。文京区図書館から全ての学校に派遣しております学校図書館支援員と連携し、今回の子ども読書活動計画の中身についてや、一定のお子さんの考えがあるということも支援員と情報共有しながら、それぞれの学校での取り組みも考えていければと思っております。

○教育指導課長 読書感想文という形で長期休業のときに出されるのが定番かと思うのですが、活動としては小学1年生から6年生まで、中学1年生から3年生まで幅広くやっているのが現状ではございます。ただ、デジタルになってきたので、先生方も、子どもたちに向けてのさまざまな課題を精選するという意味で、今まで例えば2つぐらいの感想文を出さなければいけなかったものを1つにしたりという精選は、各学校や教科担任が上手にやって、今進めているところであると認識しております。

○清水委員 読書というのは教養を含め、深い学びに影響を及ぼす非常に重要なものだと思うのですが、一方で、受験勉強ということと時間的に相反するところが出てくるのかなという気がするのです。受験勉強もしっかりできて、読書もできる。そういう環境づくりが理想だと思うのですが、その点については今回の活動で関与していくところがあるのでしょうか。

○真砂中央図書館長 先ほどの電子書籍のところにも若干つながってくるのかなと思っております。今の子どもたちは勉強や、テレビやゲーム、外遊び、スポーツ、いろんなことがある中で、関心事が昔に比べてふえてきているのかなと思っております。そういった中で少しでも読書に触れてもらうといったときに、隙間時間とか、いつでも本に触れ合える環境が必要かなと思っております。図書館に足を運ぶということがなかなか難しいときに、電子書籍であればちょっと読んでみようという環境づくりもしていきながら、時間をかけずに少しでも本に触れ合えるところをつくっていければと思っておりますのでございます。

○福田委員 大変すばらしい施策だと思う一方で、だから読書はいい、読書をしようというのを教育の現場で義務化してほしくはないとちょっと思うところがある。というのは、私自身、全く読書をしていない人間で、小中高、人生で読んだ累計読書数は実を言うと片手もないぐらいなんです。これは真面目な話です。「スポーツの方が好き」と書いていた子がいましたが、文字で読む以外の経験も、子どもにとってはいろんなものを感じる時間です。僕は、夏休みに何冊読めみたいなことを言

われるのがすごく嫌で、必死に前書きを読んだ覚えだけがあります。こんなことを言うのはすごく不謹慎かもしれないんですけども、こういう環境を整えていただくことは大変ありがたいことだと思うのですが、あまり義務化はしないようにというのが私の個人的な意見でございました。

○真砂中央図書館長 我々も先ほどのとおり、読書を強いていくのは逆効果になるのかなと思っておりますが、国においては、実体験と組み合わせることによって、より深い学びにつながっていくというところも言われておりますので、実体験をして、その前に本を読む、その後に本を読むということで、より深い学習につなげていければと思っております。

先ほどご説明から割愛してしまったのですが、P4に「子ども読書活動推進の意義」がありまして、我々としては子どもが適切な時期に本と出会える環境を整える。本を読みたいときにそれに出会える環境をしっかりとつくっていくことだとか、周りにいる身近な大人たちが、子どもたちが主体的に読書活動ができるように取り組むことが必要ということも言っております。あくまでも子どもに主体性を持たせながら、その周りの大人たちが環境整備に協力していくというところを取り組んでいければと思っているところでございます。

○教育指導課長 私は10年ぐらい文京区の中学校にいたのですが、子どもたちは朝読書をやっているのです。そこを朝読書で「読みなさい」と強要するのではなくて、館長からお話があったように、学校で本に触れ合う時間をつくってあげる。それから、今は先生たちも朝読書だけに固執しているのではなくて、例えばその10分とか15分の時間に自分がドリル学習をしたければ、その学習をやるという形の選択もできる形になっていますので、できるだけ子どもたちが読書を嫌いではなくて、好きになれるような環境を学校としてもつくれるように努力してまいります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、この報告事項については終わりにいたしまして、次に進みたいと思います。

先ほど報告事項の冒頭で確認させていただきましたが、次の案件については個人情報もございませんので、非公開ということで進めさせていただきます。

第4 その他の事項

○丹羽教育長 その前に、「その他の事項」ということで、毎回ご意見があるかどうか確認させていただいておりますので、その他ということでは何かございますでしょうか。

ないようでしたら、次の案件に進めたいと思います。

この非公開の報告事項をもちまして、本日の教育委員会は終了となりますので、傍聴の方はこれよりご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(以下、非公開)

令和7年8月6日

議事録署名人

教育長

委員